

◇ 退職所得の源泉徴収票

Q : 令和7年の税制改正では、退職所得の源泉徴収票の取扱いが改正されたとか。どのようなになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

退職所得の源泉徴収票は、源泉徴収義務者である会社が、居住者である従業員や役員に退職手当等を支給する場合に作成しなければならない。退職手当等の受給者が会社の役員の場合は、①受給者交付用、②税務署提出用、③市町村提出用の3通を作成し、それぞれを交付・提出をし、役員以外については、②の受給者交付用のみを作成し、交付すればよいこととされています。

令和7年の税制改正では、源泉徴収票の提出範囲が見直され、受給者が居住者に該当する場合は、上記の①、②、③のすべてを交付・提出しなければならないとされましたので、今後は、役員・従業員のすべてについて退職所得の源泉徴収票を提出しなければならないこととなります。

この見直しは、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等に適用されます。

なお、退職所得の源泉徴収票の提出期限は今年度の税制改正では見直されていませんので、原則として、退職後1ヶ月以内に受給者交付用を本人に交付し、税務署提出用と市町村提出用はそれぞれ、所轄税務署と市長村に提出することになります。

